**政令第百十八号**

平成二十七年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十四条第二項第二号及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（調整対象給付費見込額に係る率）

**第一条**　平成二十七年度における高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第三十四条第二項第二号の政令で定める率は、百分の百四十八とする。

（前期高齢者加入率の下限割合）

**第二条**　平成二十七年度における法第三十四条第四項の政令で定める割合は、百分の一とする。

**附　則**

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第百十九号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第一項及び第五十八条第三項第一号（同法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条から第十三条の二までの規定中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

**附　則**

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第百二十号**

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法律第八十五号）第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第八号中「幼稚園」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

**附　則**

この政令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣　安倍　晋三

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第百二十一号**

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）の一部の施行に伴い、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第百四十一条第一項及び第二項、政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第九条並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

**第一条**　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第八十三条第一項の表第四条第一項の項中

| | |
|---|---|
| 「厚生年金基金 | 公的年金制度の健全性の一部を改正する法律二十五年改正法」という。）第一条第六項 |

を

| | |
|---|---|
| 「厚生年金基金 | 公的年金制度の健全性の一部を改正する法律二十五年改正法」という。）第一条第六項 |
| 政府管掌年金事業正する法律（平成正法」という。）第 | 同条第七項 |

及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三条第十一号に規定する存続厚生

」